

京都府人権教育・啓発施策推進懇話会専門委員会の概要について (第3回／平成28年度第3回)

- 1 日 時 平成29年3月29日(水) 午前10時30分から正午まで
- 2 場 所 ホテルルビノ京都堀川『ひえい』
- 3 出席者 薬師寺委員長・太田委員・北村委員・山本委員・伊藤委員・白浜委員
京都府：人権啓発推進室長、人権教育室長、国際課長他 関係部局職員
- 4 傍聴者 9名

5 議事の概要

(1) 「不当な差別的言動」を理由とする府施設の使用承認制限について

ガイドライン(骨子案)のポイント

① 使用承認制限の基準

ハイトスピーチ解消法の定義に該当する「不当な差別的言動」が公然と行われることが、客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測される場合は、府施設の使用を承認しない。

② 運用解釈の考え方

①の基準に該当する場合、各施設設置・管理規程における使用制限条項(公序良俗を害する場合、施設の管理上の支障がある場合、施設の業務・近隣住民の生活に支障を来す場合など)に該当するものと解釈し、使用申請を不承認とする。

③ その他

使用承認制限を行う場合の弁明の機会の付与及び第三者(京都府人権教育・啓発施策推進懇話会専門委員会など)からの意見聴取、並びに使用を承認する場合の条件の付与(a:不当な差別的言動をおこなわないこと/b:aに違反するおそれがある場合、使用承認を取り消すことがあること)

委員の主な意見

① 使用承認制限の基準について

- ▶ 使用制限基準として、最高裁判例が忠実に引用され、厳格になってきた。
- ▶ 「公然と」を、使用制限の対象となる差別的言動の要件とするなら、ハイトスピーチに賛同している者のみで行う集会等は該当しなくなると思われる。
- ▶ 使用制限の対象となる言動の内容や形態は明確に規定すべき。法務省の参考情報も踏まえ、具体的に示すための枠組みも必要では。

② 運用解釈の考え方について

- ▶ ①の基準に該当する言動が、ただちに「公序良俗を害する場合」に該当するかは疑問。最高裁判例は、憲法上の権利に反するものを公序良俗違反としている。
- ▶ ハイトスピーチ解消法により、自治体はハイトスピーチを抑制する責務を負い、ハイトスピーチが行われないよう施設を管理する義務が生じると考えられることから、施設の管理上・運営上の支障があるということで適用できると考える。
- ▶ 「使用を適当(必要)と認める」又は「使用を適当(必要)と認めない」という使用制限条項は、本件に適用する具体的基準がなく使えない。
- ▶ 既存の施設設置・管理規程による運用解釈が難しいのであれば、新たに、①の基準を取り入れた使用制限条項を追加する方法もある。

③ その他

- ▶ ガイドラインでは、不利益処分を行うことはできないのではないかと。表現の自由との調整の問題であり、使用承認制限の基準は、条例を根拠として明確に定めておくべき。
- ▶ 条例としては、①の使用制限基準を取り入れた使用制限条項を、a：各施設に横断的に適用することを定めた新たな条例を制定する方法と、b：各施設の設置・管理条例等に追加する方法が考えられる。
- ▶ 条例の制定には時間がかかるので、まずはガイドラインを策定し段階的に対応するというのも、一つの方向として考えられる。
- ▶ ハイトスピーチをなくしていくためには、教育・啓発が大前提となることを基本に置いて、その枠組みの中で施設の使用承認制限という課題に対応するためには、条例制定には時間がかかるということもあり、当面ガイドラインを策定していく、ということ考えてたい。

(2) ハイトスピーチの解消に向けた教育・啓発、相談体制の整備等について

① 教育・啓発

28年度実績	○ハイトスピーチをテーマとした府民向け人権フォーラムの開催（7月） ○人権啓発指導者養成研修会でのハイトスピーチに係る講演（8月） ○啓発資料「ハイトスピーチと人権」の作成（3月）
29年度計画	憲法週間（5月）、人権強調月間（8月）、人権週間（12月）の人権啓発重点取組期間に実施する新聞・ラジオでの広域啓発、府民向け啓発イベント等で、ハイトスピーチに関する啓発を実施

② 相談体制整備

府庁舎における人権に関する相談	○特設法律相談（本庁・北部・南部） ※29年度新規 ○人権擁護委員による特設相談（本庁・各広域振興局管内）
こころの相談	精神保健福祉総合センターで対応

【委員の意見】

多文化カウンセリングのスキルアップ、相談機関の連携における府市協調

③ インターネットを通じたハイトスピーチ対策

現行法制度やプロバイダの取組等を踏まえ、国に対して実効性のある取組を要請するとともに、府としても実態把握の取組等を実施